

## 全庁に関わる業務の執行等について

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」後の全庁に関わる業務の執行等について、各課の業務負担の軽減と他課への応援要員確保のため、以下のとおりの運用とする。

### 1 庁議等の開催について

#### (1) 経営会議

- ・ 案件を精査して開催する。

#### (2) 主管者会議

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、書面開催とする。（やむを得ず招集する場合は、対策本部室を使用する。）
- ・ 5月7日に予定している部方針プレゼンについては、当面は緊急事態宣言下の業務執行となることから、1カ月程度延期する。

#### (3) 企画調整会議

- ・ 各課の業務負担の軽減及び感染拡大防止のため、当面の間、中止する。

#### (4) 部課長会議

- ・ 感染拡大防止のため、6月4日開催分について中止する。

#### (5) 進行管理会議

- ・ 当面は緊急事態宣言下の業務執行となることから、5月分について中止する。
- ・ 4月3日付で依頼した主要事業の年度内執行計画表（第1号様式）、執行状況報告書（第2号様式）、業務状況報告書（第3号様式）の提出については、新型コロナウイルス対応の見通しがある程度立つようになる時点まで、延期する。（6月を目安とする）

#### (6) 市長・教育長会議

- ・ 緊急案件についてのみ開催する。

## 2 公の施設のモニタリング評価委員会、財政援助出資団体の運営状況等のヒアリングについて

### (1) 公の施設のモニタリング評価委員会

- ・ 6月29日に予定している公の施設のモニタリング評価委員会は、指定管理者及び各課の業務負担軽減のため、当面3カ月延期する。
- ・各課に依頼中の公の施設のモニタリング評価の実施についても同様に当面3カ月延期する。

### (2) 財政援助出資団体の運営状況等のヒアリング

- ・ 7月20日及び21日に予定している財政援助出資団体の運営状況等のヒアリングは、各課の業務負担軽減のため、当面3カ月延期する。
- ・各課に依頼予定の事業概要調査等についても、当面3カ月延期する。

## 3 その他について

### (1) 予算概算要求事務（令和3年度分）

- ・例年、8月中旬を提出期限として、7月上旬に依頼しているところであるが、今回の緊急事態宣言に伴い令和2年度に予定している事業がどの程度延期になるかが見込めない中では、令和3年度の概算要求を検討することは困難と考えるため、時期をずらして実施することを検討する。また、概算要求事項の規模についても検討する。

### (2) 第五次行財政改革アクションプランの実施状況・令和2年度評価分の事務事業評価

- ・第五次行財政改革アクションプランの実施状況、令和2年度評価分事務事業評価の照会時期について、各課の業務負担の軽減のため、当面3カ月延期する。